

## 独立行政法人、公益法人等の役員への国家公務員出身者の選任等に関する 主な閣議決定等

### ○ 特殊法人の役員について（昭和54年12月18日閣議了解）

#### 1 役員選考基準の運用方針

役員選考基準（昭和52年12月23日閣議決定）の運用については、次の方針によるものとする。

- (1) 全特殊法人の常勤役員については、国家公務員からの直接の就任者及びこれに準ずる者をその半数以内にとどめることを目標とする。

この目標を達成するため、主管省庁及び各特殊法人においては、法人の業務内容等に応じ、民間人等の起用について一層努力するものとする。

（略）

### ○ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について

（平成8年9月20日閣議決定、平成9年12月16日一部改正、平成18年8月15日一部改正）

別紙1 公益法人の設立許可及び指導監督基準

#### 4. 機関

公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

##### (1) 理事及び理事会

- ① 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。

②～④ （略）

- ⑤ 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、所管する官庁の出身者（所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下）であった者は除く。）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。

また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。

⑥～⑦ （略）

### ○ 特殊法人等の整理合理化について（平成9年12月26日閣議決定）

#### 第1 共通事項

1・2 略

#### 3 役員に登用先

政府が任命権を有する常勤役員については、「特殊法人の役員について」（昭和54年12月18日閣議了解）の方針に加え、省庁ごとに主管の特殊法人全体を通じ、その主管省庁からの直接の就任者及びこれに準ずる者をその半数以内にとどめるものとする。

また、民間人の起用を促進する。

なお、認可法人についても、特殊法人に準じて、国家公務員からの直接の就任者の削減に努めるものとする。

4～12 略

○ 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画

(平成14年3月29日閣議決定、平成18年6月16日一部改正)

Ⅲ. 補助金等の見直し

2. 補助金依存型公益法人

(1) 基本的考え方

平成12年度に国から交付された補助金等が年間収入の3分の2以上を占める公益法人（以下「補助金依存型公益法人」という。）については、当該法人に交付される補助金等の必要性等を検証し、補助金等の廃止、補助金等交付対象事業の国又は独立行政法人による実施等の措置を講ずることにより、補助金依存型公益法人の解消を図る。なお、これらの措置によっても、なお3分の2未満とならない法人については、補助金依存状態の解消のための改善計画を策定するものとし、また、補助金依存型公益法人となることに特段の理由のある公益法人については、その理由を公表する。

3. 役員報酬に対する助成

(1) 基本的考え方

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

(別添) 公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

Ⅱ. 検査等の委託・推薦等に関する事項

2. 法人が講ずべき措置

委託・推薦等に係る事務・事業を所管する府省は、委託・推薦等を受ける公益法人に対して、以下の要件をすべて満たすよう指導する。

(1) 中立公正な運営の確保

① 委託等を行う府省の出身者と委託等された事務・事業に関わる業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。

②～④ (略)

○ 特殊法人及び独立行政法人の長の人事について

(平成16年3月15日内閣官房副長官発言)

- ・ 法人の長については、全法人を通じて公務員OBを1/2以下
- ・ 常勤役員については、公務員OBを1/2以下  
を目標。